

## 総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第29回） 議事録

1. 日 時：平成18年3月9日（水）15：00～17：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

【委 員】阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、柘植綾夫議員

原山優子議員、黒川清議員

秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、

井上由里子委員、澤井敬史委員、竹岡八重子委員、野間口有委員

平田正委員、本田圭子委員、松重和美委員、

横山浩委員、渡部俊也委員

【招聘者】 下村輝夫氏 九州工業大学 学長

（随員：松永守央 九州工業大学 理事）

小野寺純治氏 岩手大学 教授

【文部科学省】佐野太 研究環境・産業連携課長

【経済産業省】柴田昌弘 産業技術環境局 大学連携推進課 課長補佐

【特許庁】荒巻慎哉 総務部 技術調査課大学等支援室長

【内閣官房知的財産戦略推進事務局】

藤田昌宏 内閣官房知的財産戦略推進事務局 次長

【事務局】土井俊一 参事官

【阿部会長】 定刻を過ぎましたので、まだお見えになっていない方もおられますが、第29回「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

森下専門委員は御欠席ですが、三原専門委員は、遅れて参加と御連絡をいただいておりますが、そのほかの方は御連絡をいただいているので、もう間もなくお見えになるのではないかと考えております。

本日は、地域での産学官連携の取組みを御紹介いただくために、お忙しいところ、九州工業大学学長の下村輝夫先生にお見えいただいております。

それから、岩手大学から小野寺純治教授にもおいでいただいております。

九州工大から、そのほかに、理事の松永さんにお見えいただいております。

大変お忙しいところ、よろしくお願いを申し上げます。

せっかくですので、おいでいただいてプレゼンテーションをいただくのに加えて、もし、何か御意見があったら手を挙げていただくこともお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、知財戦略推進事務局の藤田次長にお見えをいただいております。藤田さんは、いつも一緒に仕事をしている仲間ですけれども、今日は知的財産人材に関して知財戦略本部の取組みについて御紹介をさせていただきます。

それでは、事務局から、まず資料の確認から入ってください。

【事務局】 お手元の資料でございます。議事次第のところ配布資料の欄がございます。

資料1は、今、御紹介ございました九州工大の下村学長からの提出資料でございます。資料2が、岩手大学の小野寺教授からの提出資料。

資料3は、過去2回にわたる地域人材に関する意見の整理でございます。

資料4は、先ほど御紹介ございました知財事務局の藤田次長からお願いする「『知的財産人材育成総合戦略』の概要」でございます。

資料5は、その本体でございます。

資料6は、飯田専門委員からの提出資料でございます。

資料7は、知財を活用した産学官連携、それから、すぐれた知財創出のための知財活動の推進に関する、これまでの2回の意見の整理資料でございます。

また、資料8は平田専門委員から、資料9は三原専門委員から、いずれも前回の専門調査会の最後に黒川議員から御質問があった、日本の情報ポータルサイトに関する御質問に対する回答でございます。

また、資料番号が付いてございませんが、皆様のお手元に、飯田専門委員から提出いただきました国土館大学大学院の総合知的財産法学研究科の資料を参考配布してございます。以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。もし、漏れがございましたら事務局の方にお申し出いただくということで進めさせていただきます。

議事に入ります前に、報告を1つ申し上げます。

これまでの2回の専門調査会で御審議をいただきました「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」は、知的財産戦略本部の方の知的創造サイクル専門調査会のとりまとめに反映をしていただきまして、2月24日に開催されました第13回の知的財産戦略本部会合、これは総理、関係閣僚の出るところですが、そこに報告されました。御審議をいただいた専門委員の皆様にご報告をもって御礼に代えさせていただきたいと思っております。

【阿部会長】 それでは、議事に入りますが、先ほど来、予告をさせていただいておりますように「(1) 知的財産による地域の振興」についてでございます。

まず、2件のプレゼンテーションをいただくということから入らせていただきますが、その最初は九州工業大学の下村先生によるものでございます。2つのプレゼンテーション、九州工業大学と岩手大学が終わった後で御質問等の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、下村先生、早速ですが、よろしくお願ひ申し上げます。事務局は15分ぐらいでお願いしていたそうですが、よろしくお願ひします。

【下村学長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料に沿って御説明を申し上げたいと思っておりますが、まず最初に、本学の歴史と規模について御説明申し上げたいと思っております。

九州工業大学は、今、国立大学法人でございますけれども、前身は私立の明治専門学校でございます。当時の炭鉱王でありました安川敬一郎氏が、現在の価格で約六百億円を投じまして、明治42年に開学いたしております。

その後、大正10年に議員立法によりまして官立の明治専門学校になりまして、その後、戦後の大学改革と、平成16年の国立大学法人を経て現在に至っているというものでございます。

学生数は、約六千三百名でございます。当初は戸畑のところの工学部だけでございましたが、20年前に産炭地振興の施策によりまして、情報工学部を設置させていただきました。それから、5年前に北九州市若松区にございます北九州学術研究都市の中に、国公私連携大学ということで進出させていただきました。国立は九州工業大学でございます、公立は北九州市立大学、そして私立は早稲田大学の情報生産システム工学研究科でございます。九工大と早稲田とは、いずれも独立研究科でございます。

また、北九州市は人口100万人。そして、飯塚市のところでございますが、ここは大体10万人程度でございます。こういう背景がございます。

それでは、ページ数2枚目のところから御説明を申し上げたいと思っております。

まず、左の枠のところでございますように、北九州学術研究都市。今から5年前に設置をさせていただきました。そのところには生命体工学研究科というものを設置いたしております。

その下に、ヒューマンライフIT開発センター、略称HITセンターと呼ばせていただ

いておりますけれども、いわゆるITを人間の生活・健康面に置いてみようというセンターでございます、学長裁量定員5名を配置して、モード2の、いわゆるビジネス型のタイプを目指しているものでございます。

地域との連携のところでございますが、九工大と北九州のロボティック研究所がございまして、こことで連携融合事業というものを開始させていただいております。

それから、大学院レベルでございますけれども、そこに書いておりますような形で単位互換制度を行っております。

また、学部レベルでは、この大学以外に、近くに産業医科大と、九州歯科大。産業医科大は私立、九州歯科大は福岡県立でございますが、そのところとの間でも学長会議を開始いたしております、地域との連携を強めるものでございます。

その下は、システム・オン・チップの設計センターが北九州のところでおつくりになっておりますので、そのものづくりの講義の単位化を行っているものでございます。

右の方に行かせていただきます。飯塚トライバレー構想ということで、シリコンバレーをもじりました構想の形でございますが、ベンチャーシティの創出を目指しているところでございます。

情報工学部を設置いたしまして、そしてインキュベーション施設というものを設置いただきました。飯塚市のトライバレーセンターから非常勤の形でインキュベーターのいわゆるマネジメントをする方を派遣させていただいております。

御案内のように、北部九州のところでは自動車産業が非常に活発になってきております。岩手大学の岩淵先生と、九工大の鈴木先生が光造形のところでは日本の先駆者でございます。後で岩手大学の方からも御紹介があると思いますが、九工大でも先端金型センターを工場実習のところを更に拡張いたしまして行いました。

それから、マイクロ化総合技術センターというのを設置させていただいております、このところでも中核人材。上の方の先端金型は、いわゆる人材派遣業でございます、下の方は革新枠の形でございます。これはいずれも経済産業省絡みでございます。

ベンチャーの交流事業といたしましては、ニーズ会というものを定期的に行っております。

それから、現代GPといたしまして、地元企業と連携した実践的IT技術者教育ということでございまして、Javaのところの形を中心といたしまして水平展開し、そのような、最初はパイロット的に50名でございますけれども、これを普遍いたしまして、いずれ確立したときにはすべての大学にそのところの内容を公開したいというものでございます。

その下に、地域連携事業例というのを入れさせていただいております。起業家育成塾、それから事業開発ビジネス講座等を行っております。

工学部の方では、現代GPで、理数系のところの高校の先生方と一緒に学習開発を行いたいというものでございます。

平成7年より小中高等学校でのいわゆる出前講義を行わせていただくとともに、ジュニアマイスター講座、スーパーサイエンススクールという形でございます。

産学官連携によります危機管理システムのところを、いろんな意味でリスクマネジメントは重要でございますので、このところを構築させていただいております。

遠隔地の講義システム、e-Learningを使つての構築。

あと、高大連携でございます。

一番下の赤で書いている枠がございますが、北九州エコタウンということで、北九州は公害克服を宣言した都市でございます、このところでNPOとの連携を考えております。生分解性のプラスチックリサイクル事業等でございます。

右の方に福岡市でございますが、天神サテライトキャンパスのところに情報技術セミナーとか、免許法の認定公開講座というのを開いております。

あと、残ったところでございますが、JSTと九工大の知財本部と北九州のTLOのところの関係が書いてございます。

ブルーで書いておりますように、本学はすべての知財情報を北九州TLOに公開しまして、TLOは活用希望特許を出願・活用しております。

両者の関係でございますが、定期的に協議いたしまして、知財の取扱方法を改良し、知財関連セミナー等の共同開催を行っているというものでございます。

次のページに進ませていただきます。3ページ、知財戦略と構想でございますが、端的に申しますと「身の丈に合うサイズの知財本部活動から自立に向けて」を考えております。目標としまして、地方にはいろいろハンディキャップがございますが、このところを克服する知財システムを構築したいというものでございます。

方針としましては、OJTによるノウハウを蓄積し、人材育成、実践を通した理論武装、すぐれた手本に学ぶ姿勢ということで、1年間にお一人当たり1つ程度の発明はしていただきたいというものでございます。

下の方に、縦軸に発明、活用、人材、組織、戦略といろいろ書いてございます。それで、横軸に準備段階から現在、将来構想というものでございます。

活用といたしましては、全国展開と地域連携のバランスを是非取りたい。

人材といたしましては、若手専門家の養成を図りたい。

組織といたしましては、地域の知の拠点と国際連携を目指したい。

戦略といたしましては、地域の知財の拠点の形成を行いたいというものでございます。次の4ページに移らせていただきます。

技術移転のところでございますが、北九州のTLOが地域で、また九工大と契約する機関が東京、外国で技術の移転、トランスファーを行うというものでございます。

知的財産教育でございますが、地域の大学の教職員が不足を補完し合いまして、弁護士・弁理士、企業専門家・OB等と連携して、学生及び社会人に教育を行うというものでございます。

特許出願とか管理でございますが、北九州TLOが各大学の発明を、それから北九州TLOが出願人となり、特許出願と管理を行っております。

九工大は、各大学が出願人となり出願する業務を受託ベースで支援することが可能でございます。

「特許プール」と赤で書いておりますのは、地域の特定業種の企業。これは、主として中小企業とかが大変多うございまして、それが大学が特許プールを行って、強固なイクスクルシブのそういう権利を確立して、地域の産業を守っていききたいというものでございます。

下の方に、九州工業大学のところはずっと書いてございますが、実は知財本部がない大学というのは、下のところに市立大学、共立大学、近畿大学、産業医科大、九州歯科大、西日本工大、北九州高専等がございます。ここのところの形も併せまして、九工大の方としているんな大学との間で共同体制を取りたいというものでございます。

右の方にブルーで白抜きの字でございますが、北九州産学連携推進機構（FAIS）が設置されておまして、そこに知的所有権センターがございます。それで北九州のTLOということで、地域における特許ライセンスの組織というものをそこで構築いたしております。

その下に、知財本部がない企業は、地域の中小企業、それから、大学発のベンチャー企業はそういうところはございません。そういうものを含めまして、技術移転、知的財産教育、特許出願、管理、特許プール等を行いたいというものでございます。

5ページ目に移らせていただきます。「自治体関連施設の利用など」でございます。

まず、最初にブルーのところでございますが、これが共同事業・連携事業により、いわゆるフリーの形でございます。北九州ロボティック研究所、北九州学研都市にあるものがフリーでございまして、先ほど申し上げました連携融合事業等でございます。

その右のところ、九州ヒューマンメディア創造センターというのが北九州八幡東区にございまして、ここの研究開発部門が小倉北区のAIMビルに入っておりますが、そういう関係で、本学のところのネットワークデザイン研究センターの利用で、ギガネットシステム、いわゆるグリッド関係でございますけれども、そういう形で利用させていただいております。

赤のところでございますが、これは有料でございまして、一部減額補助でございます。北九州学研都市のところに、インキュベーション施設がございまして、九工大発のベンチャー5社が入居いたしております。

その下は、福岡県福岡市のところがございます福岡システムLSI総合開発センター、略称FLEETと呼んで、百道浜の、いわゆるソフトウェア関係の立地したところがございますが、そのところに本学の知的クラスター推進室の設置と、ベンチャー企業の入居を図らせていただいております。

それから、右の方に北九州テレワークセンター、先ほどちょっと申し上げましたが、小

倉北区のA I Mビルというところに、A I Mビルというのはアジア輸入関係のそういうものを企画したビルでございまして、アジア・インポート・マートというビルでございまして、そこにネットワークデザイン研究センターを入れさせていただきました。

地方におきましては、少子化によりまして、いわゆる統廃合が非常に盛んになっております。そこに書いています中学校も廃校になりました。そのところの中学校の体育館を減額補助の形で使わせていただきまして、いろんな学生のコンテスト事業とか、改修に伴うところの、いわゆるバッファとして先生方に移っていただいて、また元の建物に戻るといった利用をさせていただいております。

あと、3月16日に新北九州空港が開業いたしますので、その関連として、そのところでH I Tセンター事業とか、エコタウン関係を行っているものでございます。

あと、等価交換などを緑のところを書いてございます。5年前に、学術研究都市のところで独立研究科を新設させていただきました。このところのお話でございまして、現在はもっと厳しくなっておりますけれども、当時の国家の財政事情が非常に厳しいということございまして、若松のところに8,800平米の土地、そして、戸畑キャンパスのところの3,800平米を5億300万円で等価交換をいたしました。交換できる該当条項及び用途指定でない根拠は、当時の法律を見ますと、いわゆる大蔵省の国有財産の第459号、第2号にそれぞれ該当するものでございます。そういう形で等価交換をいたしまして校舎を設置し、そして進出をしたというものでございます。

問題点でございまして、下に書いておりますように、自治体の財政状況が非常に悪化しております。税収が減少しているということと、市民への説明責任も当然必要ということでございます。

もう少し踏み込んでみますと、議会に対する説明も非常に必要となっておりまして、地方では、自治体による資金援助には非常に限界が多うございます。

また、地方財政促進特別措置法、いわゆる地財法のところの施行設置の改正関連で、これは改正していただいておりますけれども、現実に申しますと、非常に迅速性のところに問題があるということで、承認を早くやっていただくとありがたいということでございます。理由としましては、競争的資金による事業への対応が困難という面がございます。

最後の6ページでございまして「地域との連携及び知財関連の要望」でございまして。

「知財関連」といたしましては、そこに基本方針を書いてございますが、弱点としましては、地域では大学の知財を活用できる企業が少ないということと、基礎研究の成果である知財を維持することが財政的に困難というところがございます。

戦略と要望といたしましては、大都市におけます知財のネットワークの形成と、中期戦略と長期戦略。長期戦略のところは、基礎研究知財とっておりますが、端的に言いますと、基本特許関係辺りは5年から10年かかりますので、そういうところの長期戦略と、それから、もう少し短期の方の戦略というのが2つございます。

緑で書いているところが、ある意味で要望でございまして、大学発の基礎研究の関連知

財に対する維持費用のサポートと、JST方式、評価を含みますけれども、そのところの成功報酬制度と地域知財プール制度の導入というものをお願いしたいと思っております。それから「地域連携から世界戦略へ」と書いてございますけれども、緑のところ要望でございます。地域連携の選択の拡充という形で、若年層の教育というのが一つの主眼となるという形でございます。

それから、最近は相当スピードも上がってまいりましたけれども、形式というよりは実質の成果というものを重視していただければ非常にありがたいということで、その2点を要望として出させていただきます。

あと、7、8、9ページのところは参考資料でございますので、またお時間があるとき、あるいは議論のところが必要でありましたら、触らせていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【阿部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、岩手大学の活動につきまして、よろしく願いいたします。

【小野寺教授】 岩手大学の小野寺と申します。よろしく願いいたします。私からは、岩手大学が取り組んでおります地域連携についてお話をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして、2ページでございますが「岩手大学の産学官連携手法」。端的に申し上げますと、真ん中に、このようなボランタリーの産学官連携ネットワークがあって、そこと連携しながら地域と連携をしていくというのが岩手大学の基本的な考え方です。

岩手県のバックグラウンドとしましては、人口が約百四十万人、製造業が大体2,800社程度、製造品種価格が約二兆円という小規模の産業地域です。それをどう活性化するかというのが岩手大学の一つの大きなテーマになっております。

岩手大学の概要ですけれども、下の方を見ていただきたいんですが、旧制の盛岡高等師範、盛岡高等農林など4つの学校が一緒になり、できました新制大学でございます。現在は人文系が2学部、理工系が2学部の4学部の中規模の総合大学になっております。

スタッフは、書いてございますとおり、教員が420名程度。学生が、大学院生を入れてまして、6,300名程度ということでございます。

予算規模は、医学部がないということもございまして、124億円程度で、うち10分の1が外部研究資金というような形で、運営されております。

1枚めくっていただきまして、それでは、大学として地域で連携するときの窓口ということで、私が所属しております岩手大学の地域連携推進センターというのが、その窓口を果たしているわけでございまして、このセンターは、平成16年4月の法人化に伴いまして、これまで大学が独自に持っておりました地域共同研究センター、それから、生涯学習教育研究センター、更には機器分析センター、その3つの既存のセンターと、文部科学省からいただいております大学知的財産本部整備事業の知的財産本部機能。それから、インキュベーションラボ、インキュベーション機能。その2つの機能を足し合わせましてス



スタートしたというものでございます。

なお、一番下に「地域司法部門」と書いてございますが、これは昨年4月に新たに追加設置されたものでございまして、私どもがつき合っております地域の企業はほとんどが中小企業でございまして、その中小企業の法務部門をどう育成していくのかということで、地域司法部門というものを設置してございます。

1枚めくっていただきまして、次に、地域企業との具体的な連携について幾つか事例を挙げてございます。下の方の写真を見ていただきたいんですけども、左側は私どもがイブニングフォーラムと呼んでいるものでございまして、地域の中小企業の経営者の方に大学に来ていただいて、その経営者の経営理念なり、課題、そういうものを皆さんの前で話をしていただく。そのときには、イブニングですので、当然、ビールを片手にしながら、フランクな形で意見交換をさせていただいております。

もう一つ、右の方でございまして、これは地域の産業支援機関と一緒にやっているわけですけども、地域の中小企業の方に大学の教員が複数名お邪魔しまして、そこで地域の自治体、それから、産業支援機関の方と一緒に、企業の現状を見ながら課題についてディスカッションをします。そういう活動をさせていただいております。更に1枚めくっていただきまして、5ページになりますが、自治体との研究事例を挙げてございますけれども、現在、岩手大学の場合には、後でも申し上げますけれども、5つの市町村から市町村の職員を共同研究員という形で受け入れております。その大きなテーマといたしましては、産学官連携による地域振興の実践的な研究という名称を付けてしてございまして、そのうちの一つの事例として江刺市の事例を挙げてございます。

右の写真を見ていただきたいと思うんですけども、これは本学の教育学部のデザインの先生。その先生が、江刺市には岩谷堂筆筒という工芸品がありまして、そちらの組合員の方とディスカッションをしている場です。上が現地へ行って現場を見ながら、下の方は、それが終わった後、市役所の会議室で関係者を交えてディスカッションしていくと。こういうものを1回ではなくて、2回、3回とテーマを変えてやっておりますが、下に書いてありますとおり、2004年ですから一昨年にやったのですが、昨年4月から、この岩谷堂筆筒組合とデザインの先生は共同研究をやってございまして、現在、新しいデザインのタンスを出してございまして、それから、岩谷堂筆筒というのは結構海外で高い評価をいただいております。そういうことで、この先生は、江刺市からの共同研究員を伴いましてニューヨークに行って、実際に市場を見てきて、それを岩谷堂筆筒組合にフィードバックしている、そのような活動をさせていただいております。6ページでございまして、これは「研究開発事業のマネジメント」と書いてございますが、平成16年4月に国立大学法人になったと。これまでは、大学自らが研究をマネジメントしていくというのは、国立大学の場合、どうしてもちょっと弱いというのがございました。法人化になりましたので、やはり岩手大学のような地方大学の場合、大学がきちっと大きな研究プロジェクト、または地域に貢献できる研究プロジェクトをマネジメントして地域に貢献していく。単

なる1人の先生の研究を1人の先生に預けたまま大学が素知らぬ振りをするのではないということで、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業というものを平成16年度に手を挙げさせていただきまして、認められておりまして、現在、当センターがマネジメント機関としてやっております。

そのときのマネジメントというのは、先ほどの江刺市で見ていただいたように、産学官で、今、釜石市から来ている共同研究員に実務のマネジメントをしていただいております。釜石地区の企業、それから、釜石市と連携をして、それで釜石地区に新しい産業をつくりたい。そういう意気込みで、この事業を展開しております。

7ページでございますけれども、これは地元金融機関等との連携の事例でございます。私どもは、一昨年5月に岩手銀行、日本政策投資銀行と、岩手産学連携推進協議会というものを組織しております。通称、リエゾンI、ワンと見えますけれども、これはリエゾンアイ、岩手のIでございます。そういうものを組織してございまして、特に昨年11月には、このリエゾンIが中心となり、岩手大学の研究成果だけではなくて地域の研究機関、例えば岩手県立大学とか、一関工業高専とか、それから、県の工業技術センターのシーズ。そういうものを1冊の本にまとめまして『研究シーズ集』というのをつくりました。それを、岩手銀行を始めとする地元のすべての金融機関に参加していただきました。地元3行、商工中金、中小公庫さん、そういうところが参加していただきまして、金融機関の法人営業担当の方が、このシーズ集を持って顧客企業のところへ回っていただいております。それを大学の方に戻していただいて、それで研究開発交流会ということで、右の方の写真でございますけれども、これは私ども、マッチングフェアと呼んでおりますけれども、そのような出会いの場をつくっております。昨年は五十数件のマッチングをしまして、現在、鋭意、共同研究に向けて動いておりますけれども、そのうち数件、共同研究につながると聞いております。

更には、地元の金融機関は独自に「いわぎんフロンティアファンド」というものを創設しまして、そのような大学と共同研究をやる企業さんに対して助成金を付けていただいております。このような取り組みを、今、させていただいております。

1枚めくっていただきまして、8ページでございますけれども、ここには岩手大学の過去5年間の共同研究の推移を挙げてございます。一番下に総計がございまして、平成16年は161件ということで、全国の大学では第19位に相当する大学でございまして、教員420名しかいない大学ではございますが、それなりに頑張っているところでございます。

その内訳を見ていただきたいんですけども、やはり特筆されるのは県外企業との共同研究が過去5年間で倍増になっている。もう一つは、地方自治体との共同研究、これは先ほど申し上げましたとおり、人文系の共同研究も含めたものでございます。そういうものが大きく伸びているということが私どもの大学の特徴になっております。

更に1枚めくっていただきまして、9ページになりますけれども、競争的研究資金と名前を付けてございますけれども、外部資金です。外部資金の推移を挙げてございます。平

成 12 年には 6 億円程度であった外部資金が、国立大学法人になりました 16 年には、その倍増の 12 億円まで上がっております。今年度は、今、集計中でございますけれども、更に 1 億円程度上積みできそうで、13 億円程度になりそうだと見込んでおります。

そのうち、一番上にピンクで引いてございますが、これが特許料等の収入でございます。今年度は 5,100 万円程度を見込んでおります。地方大学としてかなり高い数字になっているのかなとも見てございますけれども、これを是非、今後とも永続的に伸ばしていきたいと考えてございます。

ただ、5,100 万円。これが 1 億円、2 億円というところには届けば知的財産本部機能が自立化できると思っておりますが、やはりなかなか、数千万円ではまだ自立化できないということで、さらなる取組みが必要であると考えております。

その取組みですけれども、次の 10 ページでございますが、知的創造サイクルということを手挙げさせていただいております。

真ん中に赤書きしておりますのが、特許庁さんがおっしゃられる創生、保護、活用という、いわゆる知的創造サイクルの原則でございますが、その脇に緑色の字で書いておりますのが私ども大学の取組みでございます。基礎的研究の推進から研究開発事業のマネジメント。それから、他大学との連携。特に県内 5 大学との知的財産活用の連携を、今、熱心に取り組んでございます。

それから、知財本部整備事業の中での権利化、利益相反のマネジメント、更には技術移転と挙げてございますが、何よりも肝心なのは、一番下に置いてございます、地域の振興があって初めて知的創造サイクルは完結するのであると私どもは認識しております。それは、岩手大学が置かれている岩手という特殊性、周りにはほとんど中小企業しかございません。その中から、多額の特許使用料というものをいただくということはなかなか難しゅうございます。そういうことで、皆様方から少しずつ支援をいただきながら、自治体、企業の方、場合によっては NPO の方との連携。そういう方から支援をいただきながら、大学が全体と回っていく。それが岩手大学が理想とする知的創造サイクルでございます。

次に 1 枚めくっていただきまして、11 ページでございますけれども、岩手大学のその中の自治体との連携をここにまとめて挙げさせていただいております。左の図は、現在、岩手大学も平成の大合併の中で、1 年ほど前までは 58 市町村あったのが、現在、35 まで減ってございますが、その 58 市町村の図で誠に恐縮ではございますけれども、そのうち 17 の市町村と岩手大学は共同研究を実施してございます。

更には、10 の市町村と包括協定を結んでございまして、今年度末には更に 1 市入りまして、11 の市町村と結ぶ予定になってございます。

そして、5 つの市町村から共同研究員をいただいております。更に、来年度は 2 人増える予定でございます。このような形で、自治体と連携をしながら地域振興を努めていくというのが私どもの考え方です。

次に、具体的な事例を挙げてございます。

1つは、盛岡市との連携でございますが、盛岡市産学官連携研究センターというものを岩手大学の当センターのすぐ後ろに整備をしていただくことが昨年5月末に決まりまして、私どもの平山学長と、盛岡市の谷藤市長が握手をしている写真がございますけれども、このようなことをやってございます。

では、これのコンセプトは何なのかということが13ページでございます。私どもは、この盛岡市産学官連携研究センターに2つの機能を入れたいと考えております。1つは、大学発ベンチャー等のインキュベート機能です。もう一つは、岩手県内の企業、県外の企業との研究開発拠点をここに持っていただいて、岩手大学と共同研究をしていく。そのような2つのコンセプトにより進めております。

このセンター自体を、私はミニサイエンスパーク、企業長屋と呼んでおりますけれども、具体的には黄色のところの下に囲んでございますが、1つは私どもが得意としている中堅・中小企業のリサーチ・アンド・ディベロップメントセンターとして是非活用していただきたいと。全国からそういう中小企業の開発拠点が集まることにより、大学がコーディネートすることによる新たな産産連携が生まれるのではないかと非常に期待をしています。さらに、産学官連携による第2創業を、その中からつくっていきたく。それが大学発ベンチャーの新たな方策ではないかと考えて、現在、盛岡市と鋭意詰めている最中でございます。

次に14ページですが、自治体からの寄付事例であります。北上市から寄附研究部門を、私どもは全国の自治体第1号としていただいております。北上市というところはちょうど北上川流域の中心にありまして、金型産業が数多く集まっているところでございますが、その金型産業をどう高度化していくのか。特に最近、中国の追い上げが著しいわけですので、そこでどうやって岩手県金型産業がリードタイムを取れるかということで、北上市と連携をいたしまして、私ども5年間で1億4,000万円を北上市からいただくことになっておりますが、その大半を、左下にあります、北上サテライトと呼んでおりますけれども、その中につぎ込んでおります。建物を建てるのではなくて、北上市の第3セクターのスペースをお借りしまして、そこに研究員を置きまして共同研究をやっていくと。北上市は、更に産学官連携促進事業費補助金というものをつくり、市内の企業がこのセンターと共同研究をする場合には資金の一部を支援するという形で間接的支援もいただいております。おかげ様で、現在、経済産業省の地域新生コンソーシアム等の事業も継続的に取れまして、その中で事業が展開できております。

もう一つ、北上市の南隣にあります水沢市というところから、現在は奥州市という名前になってございますけれども、水沢市からは鑄造技術研究センターの寄附研究をいただいております。

水沢市は、御存じのとおり、南部鑄物の産地でございますが、その伝統工芸品である南部鑄物、または機械鑄物。それがすぐ隣の町に関東自動車の岩手工場ができましたので、その関東自動車用の自動車鑄物に、ここの企業群が入れないかということ私どもは模索

しております。そういうことで、水沢市から鑄造技術研究センターの寄附をいただきまして、現在、下にございます水沢市鑄物技術交流センターのスペースの一角をお借りして、現在、研究を進めているところでございます。

16 ページでございますけれども、このような私どもの考え方をまとめまして、今、融合化ものづくり研究開発センター構想というのを展開しております。

先ほど申し上げました北上市の金型技術研究センター、水沢市の鑄物技術研究センター、それから、その北隣にあります花巻市には複合デバイス技術研究センターというのをつくりたいと考えておりまして、これらの3センターの学際領域を具体的に研究開発していきたいと考えております。

支援制度は、上の方に書いておりますとおり、文部科学省、経済産業省に現在提案をさせていただいたものもございまして、このような事業を入れ込みたいと考えております。では、具体的に、その中の幾つかを御紹介申し上げたいと思います。

17 ページでございますが、これは現在、文部科学省さんの方に御提案させていただいているものでございますが、見ていただきたいのは、左の下の黄色で書いております「コア技術と開発技術」のところですが、この技術の中では、これまで岩手大学が持ってきた有機ナノ薄膜という応用科学系の技術をベースにしまして、金型センターの技術、それから電子デバイスの技術を併せて学際的な研究をしたいということで、最終的には自動車産業の新たな基盤技術をつくりたいと考えて、現在、提案しているものでございます。

18 ページですけれども、自己革新型ものづくり企業群創生ということでやっておりますが、これは中小企業が多うございます岩手の現状から、漸進的なイノベーション、段階段階で絶え間なく技術革新をしていく企業を応援しましょうということで、人材育成と技術開発の両面から支援をしたいと考えて、現在、取り組んでいるものでございます。

その内訳、具体的な中身が 19 ページに書いてございますとおり、インテリジェント生産システムをつくりたいというのが一つの大きな柱でございますし、人材育成では、20 ページにありますとおり、企業から求められる人材を大学院の中で出していきたいと考えております。その大学院で出していくのは、右の方にございますとおり、研究開発人材です。

あと、時間がございませんのでちょっと飛びますけれども、22 ページをお開きになっていただきたいと思います。

先ほど、九州工大の下村学長からもございましたとおり、地方公共団体から国立大学には、基本的に寄附の制限というのがございます。現在、例外措置が認められておりまして、下にございますとおり「対象事業」というところに、科学技術に関する研究もしくは開発またはその成果の普及であれば認めるということになっております。

私どもは、市町村が持っている施設の一部を有効活用させていただくと。そのときに、できれば無償でお借りをしたいと思っているんですけれども、そのときにもやはり国の制限の中で申請をしなければならぬ。更には、当然、金を出さずの場合でも協議が必要であるというようなことになっておりまして、速やかな連携を考えたときに、協議が整えばいい

のですけれども、なかなかそこら辺が時間もかかるということがございます。

一番最後の 24 ページを見ていただきたいんですけれども、私どもは地域連携の次のステージを考えておりまして、1つは地域貢献という話ではなくて、地域連携、更にはアライアンス、つまり、我々は地域と運命共同体で進まなければならないと考えておりまして、地方大学の場合には地域の自治体・企業から少しずつ支援をいただきながら、パートナーシップで研究開発・人材育成をしていく必要があると考えてございます。

それから、大学の知財から地域の知財へということで、1つの大学が自分の知財だけを有効活用するのではなくて、地域全体として活用するような方策をこれから進めていきたいと考えております。

次に、3番目、私どもの問題意識ですけれども、大学発ベンチャーは私ども、現在 11社ありますが、現在、大学は、岩手大学発ベンチャーと名乗っていても、大学発ベンチャーに対するガバナンスというんですか、ガバナンスと言うと表現がよくないかもしれませんが、その関与というのがなかなか制限されております。ただ、いずれ岩手大学発ベンチャーがもし何かあって不祥事を起こした場合には、やはり岩手大学の名前にも傷が付くわけです。ですから、それを何らかの形でみんなが岩手大学発ベンチャーを盛り上げていくためには、やはり岩手大学のある一定程度の関与というのが必要ではないかという問題意識を持っております。

最後に、大学のマネジメント体制の確立ということで、国立大学時代から教員と職員の二重構造があると言われてございますが、私ども大学でもまだまだここはございます。それを当センターが中心となって教員・職員一体となって地域振興に取り組んでいくという制度を今後つくっていきたいと考えております。

その中でも、何よりも大事なものは、一番下に書いております産学官をつなぐコーディネーターの役割。その役割の方を中長期的視点できちっと大学が保持するなり、地域が保持すると。それが必要ではないかと考えてございます。

多少、時間がオーバーして申し訳ございませんでした。以上で岩手大学からのプレゼンを終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【阿部会長】 ありがとうございました。ただいま、2つの大学についてプレゼンテーションをいただきましたけれども、御案内のように、地域の産学官連携というと、この九州工業大学、岩手大学はすぐ名前として載ってくるということで、極めてアクティブにリードしていただいている大学と理解をしております。そういうことから事務局が選んでくれたわけではありますが、短い時間ですけれども、何か御質問がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【薬師寺議員】 ちょっと補足を。

下村先生、小野寺先生、両方ともプレゼンテーションの中に我々、地財法、地財特法と言っておりますけれども、旧自治省、今の総務省を中心とした地財法が古くからございま

して、それが非常に緩和されてきております。

それで、総合科学技術会議の第3期の基本計画の中には、大学、特に地方に個性がある大学を支援するというところで、地方の知の拠点。下村先生の中にお話がありましたように、そういうプログラムをつくりまして、地域再生本部というところが中心になって、2月15日に閣議決定をいたしました。その中には、総務省、文部科学省、厚生労働省、特に医学部関連のことでございますけれども、そういう各省が一緒になって、地方の大学の研究拠点、人材拠点を確立するということが、今、動いておりまして、そして、地財法に関しましても、迅速化、簡素化ということが総務省の御努力によって文言を入れさせていただきました。

そして、先日の本会議のところでも私の発言が記録に残っておりますけれども、さらなる弾力化をお願いしたいということで、やはりどうしても今までは地方の問題と国立、国の問題を分けるということでございましたけれども、これからは岩手大学、それから、九州工業大学の御努力によって地方の公共団体との連携がこれから重要になってくるだろうと。それが地方の活性化につながって、人材が大都市に流れずに、地方に人材の空洞化を起さずにやっている。それには地財法というのがものすごく重要でございますので、地財法に関しては、やはり我々も阿部先生も非常に深刻に考えておられますので、頑張らせていただきたいと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか、簡単な御質問はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、また御議論の中で御質問がありましたら遠慮なくやっていただくことと、それから、両大学の先生方も、是非ディスカッションに参加していただければと思います。それでは、そういうことで「(1) 知的財産による地域の振興」についての議論に入らせていただきます。

これまでの2回の専門調査会でいろんな意見をちょうだいしておりますが、それを事務局で整理してくれていますので、まず、その説明から入ってください。では、土井参事官をお願いします。

【事務局】 お手元の資料3でございます。「意見の整理(知的財産による地域の振興、知的財産人材の確保・育成)」という資料でございます。地域の部分と人材の部分をもとめて書いてございます。

地域に関しましては、実は前回、前々回にいただいた意見、それから、今回の第29回を始める前に専門委員の皆様追加的な御意見がございましたらということで募集をいたしておりますが、余り出てきてございません。

1ページでございますけれども「委員からの意見」としまして、飯田先生から「知的財産による地域の振興のためには、地域の中小企業を中心とした産業構造に精通し、知的財産の創造活動・活用に積極的な専門家を育成、確保する必要があるのではないか」ということ。

また、冒頭に御紹介がございましたが「知的財産戦略についての取組みの状況及び今後の課題について」、3年レビューと申ししていた資料でございますが、そこで整理させていただいたポイントとしては2つございます。

1つは、地域の振興のために、大学と地方公共団体など、今あったお話でございますが、その先進的な事例や課題を分析し、連携強化の具体的方策を推進すること。

また、地域における知的財産の創造活動や事業家を促進するため、知財に精通した専門家を育成すること。

この2点を挙げさせていただいております。

2ページの方は、それに関する各省庁、特に文部科学省関係の取組みを整理してございます。

今までの意見の整理は、以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。それでは、今回、2件のプレゼンテーションを参考にさせていただきながら、これにつきまして御議論を、知的財産による地域の振興ということで御議論をいただきたいと思っております。どなたでも結構でございますので、挙手をいただければと思っております。いかがでしょうか。

先生、どうぞ。

【松重専門委員】 今、お二人のプレゼンもあったんですけれども、やはり今まで地域の振興というのは、例えば経産局、それから総務省とか、そういう自治体があったんですけれども、今、言われた事例は、いわゆる大学が核になって地域の中小企業、産業界、それらをつなぐという、ある面では非常にフェーズが変わってきたかなと思っております。その中で、研究開発という意味では知的財産が重要になってきていると。

それで、ここの立場ではないかもしれませんが、今、いろんなところで総合科学技術会議で府省連携を言われていると。是非、そういった面では、先ほどお二人が言われたのはコーディネーションとかそういう形の重要性を言われたわけです。今までは、例えば大学に派遣のコーディネーター。それから、地域の派遣。ただ、今日言われたような形のコーディネーターはまだ不十分だと思います。

それから、実際にいろんなものをやっている、やはり、ある程度の、事務局であるとかそういうふうな資金も必要だと思います。これは決して大きな資金でなくてもいいと思うんですけれども、是非、そういうふうに、それを進めるための施策を、知的財産を核にして総合的にやっていくということが重要かなと思っております。

【阿部会長】 ありがとうございます。先ほど薬師寺議員から説明がありましたように、地域についてのさまざまな問題のうち、いろんな省にまたがる、例えば規制があるとすれば、それを取っ払っていかうとか、先ほどの地財法。これは第2期基本計画がスタートした初期のころに激論をして穴を空けていただいたんですが、今日も2つの大学からありますように、もっと大きく穴を広げろということで、薬師寺議員から紹介があったようなことも含めて、4月以降、第3期の具体的な推進の中で各省と連携を取りながら議論してい



こうと、大きいテーマだと思いますので、今日いただいた、松重先生のサジェスションも含めて、留意していくべきだと私も思っております。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、野間口専門委員。

【野間口専門委員】 下村先生、小野寺先生、素晴らしいプレゼンで、今日は大変勉強になったという感じがいたしまして、少し質問させていただきたいと思います。

くしくも、両方、金型を取り上げておられまして、これは日本のものづくりの競争力という点で大変素晴らしいことだという気がいたします。知財戦略は少々コンテンツに偏り過ぎではないかと私も思っていましたので、ものづくりの基本のところまで頑張っていたかどうかというのは素晴らしいことだと思っております。

そこで、少し質問なのですが、先ほどコーディネーターの話も出ましたし、地域のいろんな企業、あるいは公共団体との連携の話もございましたが、今、私どもが少し気になっておりますのは、俗に 2007 年問題と言われるものです。このシニアの人材で、非常に高い能力を持った人が定年を迎えるに際し、企業も定年の柔軟化をやりまして、囲い込みと言ったら表現は悪いですが、有効活用をいろいろ工夫しているわけです。しかしながら、シニア年代になりますと、ふるさとに帰ってマイペースで、自分の今までの蓄積を生かしながら過ごしたいという人もかなりおりまして、そういった方を、例えばネットワークで、この中にデータベースとして取り込んで活用されるといいのではないのでしょうか。

そういうところまで考えていただくと、更に全日本的なレベルで、蓄積した知的財産といますか、技術といますか、それが有効に活用されるようになるのではないかと思います。そのシニア人材の活用という視点は今プレゼンされた取り組みに入っているのでしょうか、そうでないのでしょうか。

【阿部会長】 それでは、両大学、下村先生がいいのでしょうか。

それでは、お願いします。

【松永理事】松永理事 九工大の理事の松永でございます。

実は、松重先生がおっしゃったこと、野間口先生がおっしゃったこと、我々もすごく考えていまして、1つはコーディネーターという人の能力というのが、はっきり言いますと、すごくわかりづらい。やっていただいて初めて、この人は優秀ではないかどうかというのがわかります。我々も、コーディネーターに関しては成功した人材もいますし、失敗した人材もいます。

実は、今年度から始まっておりますけれども、東京で、我々はT A ネットと呼んでいますが、東京にストレートキャンパスがあるんですけれども、ストレートキャンパスを使いまして、主として我々の大学のOBの方で定年になられた方を非常勤でお雇いする方もおられるんですけれども、実は給与を全く払わずに会員登録をしていただいています。これはネットワークに入っていて、会員登録していただいた方には、我々の知財関係の情報で、とりあえず公開になったことというものに関しては見ていただけるよう

なシステムをつくり上げております。

今、ちょうど無給の会員の方を募集しておりまして、その方たちに対しては、トランスファーが成功しましたら金額に応じて謝金をお支払いするという形でのネットワークづくりを今年1月ぐらいから始めておりまして、一部は既に活動をしている状況でございます。それから、先ほどおっしゃられましたように、Uターンをしたいという希望者の方も結構おられるんですけども、実は、特に現役の方に近くなりますと、東京の給与と地方の給与というのは随分格差がありまして、地方に来ていただくとしても、なかなかその給与では来ていただけないと。これは、我々大学だけではなく、自治体も同じような問題を抱えておりまして、地方にはなかなか優秀な人材が戻ってきていただけないと。

勿論、定年になられて、そういう方が入ってこられてはいますけれども、やはり、極端なことを言いますと、優秀な研究者とか、技術者とかが必ずしもいいコーディネーターとは限らないと。特にコーディネーターの方というのは足を使っていただく必要がございますので、そういう能力を持った方を見極めるのが今まで難しかったので、我々はそういう会員制度をつくって、その中から優秀な方は、実は非常勤でも常勤でもという形で雇用していくような形に変えていきたいということで、ネットワークづくりもやっております。

そういう状況でございます。

【阿部会長】 小野寺先生、お願いいたします。

【小野寺教授】 岩手大学ですけども、まずコーディネーターについては、私どもは1人ではなくて2人、3人。それで、できれば、その中で若手といいますか、40歳前後のばりばりと頑張れる人。それから、もっとベテランで、60歳前後で知見を持っている方。その組み合わせが一番ベストであろうと考えておりまして、コーディネーターを、文部科学省の産学官連携コーディネーターなどの制度を活用させていただいて、そのときにも、今までは2人だったんですけども、1人は40歳代、1人は50～60歳代という形で分けて推薦させていただいております。

次に、今、お話にありましたとおり、シニア人材の活用ということになりまして、それが私ども大学で、今、一番遅れているところで、これまで岩手大学の場合には首都圏とか大阪に打って出ることをせず、ほとんど内弁慶で、地域の中でやってきたと。

結果として、外の、岩手県出身者とのコンタクトが十分ではなかったということで、今年から科学技術振興機構さんと一緒になりまして、新技術説明会というものを東京、大阪でさせていただきました。そのときに、大学OBの方、つまり同窓会の方に声をかけましたら非常に、特に大阪などでは喜んで、大勢の方に集まらせていただきまして、そこで初めて、このOBの方はこんなことをされているのかということがわかってきまして、そのフェース・トゥー・フェースの中から一番いい制度をつくっていきたいと考えておりました。

今、九州工大さんが言われたように、ボランティア、あとは実績主義で払っていく、これも非常にいいアイデアだと思いますので、そういうものをこれから岩手大学としては、是非、整備をしていきたいと考えております。

もう一つ、私どもが戦略的に進めておりますのは、先ほど申しました、ある程度、一定程度、プロジェクトを取る。特に、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業費補助金というのは、その中でコーディネーターを雇用できるものがございます。ですから、それは一定期間、例えば3年なら3年という期間、保証して雇用できると。そういうものであれば、ある程度、安心して岩手に来ていただけると。

今のコーディネーターの雇用が一番問題なのは、1年は認めてくれるけれども、1年後はどうなるんだと。そうしますと、シニア人材しか取れなくて、もっと言うと、本当に私どもが必要なのは、やはりシニア人材と併せて、働き盛りで、今後10年、20年、岩手のために頑張ろうというコーディネーターを、専門の人材を育成していきたいと思っておりますけれども、そのようなことで、ある一定期間、例えば5年ぐらいのスパンで見据えて、コーディネート人材を確保できる施策というのがあると、非常に優秀なコーディネーターを雇うことができるのではないかと考えております。

【阿部会長】 野間口専門委員の御提案は、非常に大きい話で、これから恐らく、知的財産も含めた人材の確保・育成の非常に重要な視点だろうと思うんですが、実は、その人材については後半に御議論いただこうと思っていたんですけれども、もう入ってしまいましたので、先にそれを、残ったプレゼンテーションをお願いしているのがありますので、それが終わってから併せてやっていただこうと思います。

それで、2件ございますが、まず先ほど御紹介しました「知的財産人材育成総合戦略」を藤田次長から紹介をしていただきます。これは、2月24日に開催された第13回の知的財産戦略本部会合に報告されたものでございます。この総合戦略に基づきまして、知的財産人材育成のための具体策を検討していかなければいけないんですが、その参考ということで、藤田次長よろしくお願ひいたします。5分ぐらいでお願いできればと思います。

【藤田次長】 御説明を申し上げます。資料4と5とをお配りしてございますけれども、資料5が本体でございますが、若干大部でございますので、資料4に基づきまして概要を御説明申し上げます。

今、阿部会長から御紹介がございましたけれども、これは知財戦略本部の中に設けられております知的創造サイクル専門調査会。こちらでも会長には阿部先生をお願いしておりますけれども、この専門調査会においてとりまとめを行いまして、昨年の秋以来、検討を重ねた上でとりまとめをしていただきまして、去る2月24日の知財本部会合に報告をしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、人材の総合戦略というのがなぜ必要かということで、知財というのが非常に重要であると。そして、それを担うのは、何といたっても人材であるということであるわけですが、量・質ともに現状においては不足あるいは不十分であると。

一方「育成の特性」というところがございますが、人材の育成には時間がかかる。一朝一夕にはいかないと。それから、教育や研修を有機的に連携する必要がある。それと、多

種多様な人材の育成を全般にわたり計画的に行う必要があるということで、総合戦略というのをつくるということになったわけでございます。

1枚めくっていただきまして「知的財産人材とは」ということで、3つの範疇に分けております。

第1が、知的財産専門人材ということで、知財の保護・活用に直接的に関わる人材。

第2が、知的財産の創出あるいは知的財産をマネジメントする人材。

そして、第3にすそ野人材ということで、これは企業でも知財に直接関わる立場ではない一般の社員の方々、一般の消費者、あるいは子どもたち。こうした人たちが対象というグループ分けでございます。

もう一枚めくっていただきまして「総合戦略の基本的な考え方」でございますが「3つの目標」を掲げております。

まず、この総合戦略というのは10年をターゲットにしておりますけれども、「知的財産専門人材」の量を10年間で倍増し、更に質も高める。

第2に「知的財産創出・マネジメント人材」を育成し、質を高度化する。

そして、すそ野人材については「知財民度」を高めるということでございます。

「5つの人材像」ということで、特に、これから求められる知財人材というのはこういう方々ではないか。

第1に、国際的に闘える人材。

第2に、先端技術を理解できる人材。

第3に、融合人材。

第4に、知財競争を勝ち抜く経営人材。

そして、第5に中小企業や地域に役立つ人材ということでございます。

2ページほど飛んでいただきまして、7ページでございますけれども、知的財産専門人材について育成の3段階があるのではないかとということで、入門段階、成長段階、そして成熟・発展段階と位置づけておりますけれども、こうした人材の育成に当たって大きく10の方策を提言しております。

第1に、知財人材の育成推進のために協議会を新たに設ける。

第2に、知財教育研究への支援プログラムを充実する。

第3に、先端技術を理解できる人材を、この知財の世界に誘引し、活用する。

第4に、実務経験者を活用する。

第5に、キャリアパスの確立による融合人材の育成を図る。

第6に、海外派遣など海外との交流を促進する。

第7に、人材のネットワーク化を図る。

第8に、学会の活用と支援。

第9に、教材・教育ツールを開発する。

そして、最後に知財人材に関する民間の資格の充実を図る。

こういう 10 本の柱立てになってございます。

具体的には、次の 8 ページでございますけれども、まず、教育・研修機関ごとにどういう対応を取っていくべきかということで、これは本文の方でたくさんいろいろな提言がなされておりますけれども、例えばということで、法科大学院においては理系人材への配慮、あるいは知的財産に重点を置いた教育をしていただこうと。

あるいは、一番下の方に「民間機関等における研修（日本弁理士会、日本知的財産協会等）」とございますけれども、民間のいろんな機関においてビジネス知識、企業経営戦略、あるいはコンサルタント戦略等の教育の充実を図っていただくというようなことを提案してございます。

次の 9 ページをごらんいただきまして、今度は分野別のタイプ別の人材育成策でございますが、この 9 ページが知財の専門人材。さっき、3つのグループに分けたうちの第 1 のグループの方々ですけれども、例えば企業の知財の担当者においては、体系化された内部研修の充実、あるいは能力評価に関する外部検定の利用。

次の中小企業の知的財産の担当者については、中小企業診断士等を介しての中小企業の知的財産マインドの底上げ。まさに中小企業の方々というのは、自分で知財の専門知識を持つだけの余裕がありませんので、むしろ、その周囲にいる人たちに知財のサポートをしてもらおうということでもあります。

それから、弁理士については、技術的素養あるいは条約の知識など実務能力を高めるための研修。

あるいは、弁護士については、弁護士知財ネット、エンターテインメントロイヤーズネットワーク等の充実。

産学連携の従事者においては、企業の実務経験者の採用、職員の企業への派遣等の人事交流。

それから、特許庁の審査官・審判官については、大学のポスドクや企業の技術者等の任期付審査官への登用の促進というようなことを提案してございます。

次の 10 ページでございますが、第 2 の範疇の知財の創出、それからマネジメントに関わる人材については、例えば研究者については、知的財産の保護・活用に関する成功事例、失敗事例を盛り込んだ研修を充実する。

あるいは、企業の経営者や経営幹部においては、企業経営者や経営幹部向けの知的財産マネジメントに関する研修の充実を図る。

それから、コンテンツの関係ですが、プロデューサーやクリエイターについてはインターンシップの促進、あるいは大学等で教える産業界の人材の登録・紹介などを行うというようなことを提案してございます。

最後に、すそ野人材につきましては、例えば子どもについては、独創的な力を伸ばすとともに、他人の権利を尊重するマインドを教育すると。大人になって模倣品とか海賊版に手を出さないような知財マインドのある子どもたちを育てようということ。

あるいは、大人については、さまざまなセミナーやらパンフレットの作成などによって、知財についての普及啓発事業を促進していくというようなことでございます。

ごく概略でございましたけれども、御説明は以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。ただいまお聞きになりましたように、先ほどの議論から見ますと、知的財産戦略本部のレポートですから、当然のことながら知的財産に焦点が絞られているわけですが、総合科学技術会議としてはもう少し広く、産業競争力とか、産学官という視点で人材の議論をする方がむしろふさわしいかもしれませんので、そこは先生方の御議論によって進めさせていただきたいと思えます。

もう一つ、プレゼンテーションをお願いしておりまして、飯田専門委員からの資料6がでございます。では、お願いいたします。

【飯田専門委員】 飯田です。説明させていただきます。

私どもが、実は私は日本弁理士会平成14年度の副会長ですが当時の正副会長会で、いろいろ知財人材の育成というものを考えていたときがありました。そのときに考えていたのが、知的創造サイクルに全面的に関与できる知財プロフェッショナルな人材を育成したいということでした。ちょうど、先ほどお話がありました総合戦略の基本的な考え方の5つの人材像を全部盛り込んだような人材を育成できないかということが始まったのが、私の考え方でございます。

その基本が、資料6の最後のページに図示してあります。これは「弁理士側の知財専門家の育成」ということで、平成14年度の副会長のときに考えていたものでして、あくまで法科大学院と知財の大学院の違いを表したもので、知的財産に関する出願等とマネジメント、産学連携、こちらの方が弁理士の役割ではないか。弁理士側の専門家としての必要な能力ではないかというところでございます。

資料の2ページ目を見ていただきたいと思えます。「法律の知識と実務能力を中心に据えた知的財産人材育成」ということでございます。

現在、主流の知財専門職大学院といたしますと、理工系、東京理科大とか大阪工業大学ということになりますけれども、経営者には理工系出身の人と法律系出身の人の両者がいますので、知財専門家が理工系だけになりますと偏ってしまいます。どうも意見が合わないという場面がありますので、そこを何とか融和したいということで、法律系からのアプローチということで考えております。

なぜ、それを必要としたかということですが、知財の創出の部分になりますと、理工系の人で十分ではないかと思えますが、保護・活用というところ、すなわち契約の問題とか係争の問題になってきたときに、単なる法律の専門家の弁護士とは違う立場、すなわち技術の客体と法律の両面で解決するために争わなければならない場合があり、理工系のセンスだけでは対応できません。そこで、意見の相違の争点の部分を見出し、分析し、法的に解決するというようなリーガルマインドが必要になってくるだろうと考えました。

リーガルマインドは、やはり法律系の大学の中で自然と培っていく、そういう雰囲気

中で自然と培われるものですから、そういう環境を考え出した方がいいのではないかと  
いうことで、どこか法律系の大学でこういう組織をつくってもらえないだろうかと思  
っていました。その大学院では、リーガルマインドをベースにした知財に特化した専門法律と、  
当然のことながら、技術・経営能力、それから国際的活動に求められる知識、職業人に求  
められる倫理ということで、これは弁理士倫理のことを考えていますが、このような科目  
が必要です。

技術系のことにつきましては、技術系出身者の人については、問題ありませんが、そう  
でない人を想定しております。そうでない人の場合には、逆にローテクの分野できちっと  
理解していただく必要性がありますので、最低限での技術系知識が要求されます。

それから、経営系の科目につきましては、社会の中で役立つための経営論が必要です。  
経営に必要な最低限での知識は必要であろうということです。

それを具体化したカリキュラムが、3ページのもので。

基幹科目としまして、弁理士試験に必要な特許法、実用新案法、著作権法、意匠・商標  
法、不正競争防止法、それから、条約は発展科目の中に入っておりますけれども、そうい  
うものを入れまして、そこに民法、民訴法、周辺法と、特に仲裁法も入れております。こ  
れは、考え方を緩やかにしていただきたいということで、そういう基礎を入れているとい  
うことです。

特許法・実用新案法の中では、特許文献調査も含むということで、あくまで弁理士とか、  
あるいは会社の中で知財に携わる場合に必要な調査の分野から入っていきこうというこ  
とです。

そして、技術系科目と経営系科目で、そこにございますように、技術系科目の中で明細  
書の作成を行い、ブランド戦略論というところで商標調査などを行っていきます。

特許事務所などでのエクスターンシップといいますのは、10時間の座学を行いまし  
て、40時間の実務研修という形で行い、そういう知識と体験を基にして、より広い分野の人材  
を育成していきたいという考えであります。

これが知財人材育成の一つの考え方です。ところで、ポスドクの人を早く知財専門家に  
していただきたいという要望がかなりいろんなところからでてきています。ポスドク対策  
としてどうしたらいいのかということを考えたときに、ポスドクの方が知財専門職大学院  
あるいは知財大学院に入学したときのメリットとは何だろうと考えますと、何も無いん  
です。はっきり言いまして、何もありません。余分なことを勉強するだけだと。

それならば、弁理士試験予備校へ行った方がいいということになります。もともとポ  
スドクの方は博士号を持っておりますので、選択科目を1科目は免除できるわけですが  
けれども、それ以外に知財専門の大学院で勉強したことについて必須科目の免除が  
できないだろうか。極端に大げさなことを言いますと、特許法の修士論文を書いた人は  
特許法の筆記試験を免除にするとか、商標の修士論文を書いた人は商標の筆記試験を  
免除にするとかというのは考えられます。ちょっとそこまでは行き過ぎるかなという  
感じが若干しますが、も

う一つの考え方として、特許庁が認定した大学院につきましては、そこで短答式科目、いわゆる特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法、そして条約関係について単位を取得した人については、短答式は免除してもよろしいのではないかとということです。

といたしますのは、単位取得のために必要な時間、1年かけて勉強しておりますので、それをまた試験用に勉強するよりは、それ以外の科目をじっくり、例えば、経営論とか、国際論、そちらを勉強していただいた方がポスドクの人にとってはより早く、この分野に進出できるのではないかと考えております。

決して、大学院に私が関与したから、そういう免除をしてもらいたいとかそういう気持ちではありません。たまたまポスドクの人活用の要請をいろんなところから、副会長の時代には国会議員を通じて、話がありまして、何か短期間で弁理士にする方法はないかということも以前から考えていました。その考えを、今、御披露させていただきました。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。そういうことで、お二人から知財人材についてプレゼンテーションしていただきましたが、資料3の後半について事務局の説明が残っておりましたので、では土井参事官、そこを簡単をお願いします。

【事務局】 資料3の3ページでございます。前回、前々回、専門委員の方から3ページに書いたような意見をいただいております。

総合戦略の策定を早期にすべきだということとか、産業のことを理解した産学連携・TLO人材。また、学から産への人材交流であるとか、あるいは成果を出すための研究体制をつくっていくための人材。TLO人材やスーパーTLO人材について、また、大学発ベンチャー、こういう人を知財人材として生かせないかとか、それから、今おっしゃられました飯田専門委員の意見。そういうようなことがございます。

また、4ページには、先ほど申しました3年レビュー関係でございますが、知的財産総合戦略の早期の策定。また、海外での侵害訴訟や契約に精通した専門人材。それから、産学が共同した人材の育成や交流、市場の目ききができ、研究者にアドバイスができる人材の育成。こういったようなことをこれまでの議論でいただいております。

以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。今日、今まで出ておりました、例えば野間口専門委員の御提案のようなことはまだ入っていないわけですが、これらと今までの御議論を踏まえて、今日のテーマは地域の振興と人材ですので、どの点でも結構でございますから、御発言をいただきたいと思っております。

どうぞ、井上専門委員。

【井上専門委員】 井上でございます。前回と前々回、お休みさせていただきました関係で、少し人材育成の在り方について意見を申し述べたいと思っております。

私、法科大学院で知的財産法を教えておりますので、現在、法科大学院の現状を知財の



人材育成という点からして、どういう現状にあるか。それから、今の課題は何かということについてお話をいたしたいと思います。

新司法試験の選択科目として、新たに知的財産法というものが入りましたので、その意味では非常に関心を引く、関心が高まっていて、知財に強い法曹養成ということの一つのはずみになっているということは、一般的には言えます。

私の勤めております神戸大学について申しますと、知的財産を選択科目として選んだ人の数は、全体として50%を超えていおりその意味では関心は非常に高いといえます。ただ、新司法試験の選択科目を知財で受ける人の数はその半分ぐらいになって、全体の4分の1ぐらいです。

なぜ、こういうふうに関心で知財で新司法試験を科目として受けるのを躊躇するかといえば、司法試験の科目では新しい科目で難易度や試験内容などの予測可能性が低いことが影響しており、旧来の選択科目に流れる傾向があるのだらうと思います。

この点はこれから新司法試験が実施されていきますと、ある程度、試験の内容等も予測がつくようになってまいりますので、一定程度、受験者も増えてくるのではないかと思います。法科大学院に在学中から司法試験受験の際の選択科目として知財を選ぶつもりで真剣にコミットする数が増えると、知的財産に強い法曹の養成という意味では非常に力になってくるのではないかと考えております。

ただ、1つ課題がございますのは、知的財産法に関する授業の展開は法科大学院によって相当違いがあります。私どもは法科大学院での知財の教育にかなり力を入れております関係で、新司法試験の知財法の出題範囲であります特許と著作権で計8単位開講いたしております。したがって、大体その授業聞けば、試験範囲である特許法と著作権法の全体を見られる状況になっているわけですが、ほかの大学では必ずしもそういきません。有力な大学でも、例えば知財全体で2単位といったようなこともあるわけで、そういったしますと、新司法試験で選択科目に選ぶのはちょっと怖いというふうになってしまう。その意味では、もう少しほかの大学でも、法科大学院での知財の授業展開というものに力を入れたら知財法曹養成という点ではいいのではないかと考えております。

その際、問題となりますのはやはり人的資源です。大学の教員の数も限られておりますし、その中で知財を担当する教員の数も限られていますから、知財法の教員をロースクールの方に振り向けるのか、それとも学部や研究者養成・社会人向け大学院の教育、研究活動に人材を振り分けるかというのが非常に難しいところがある。もう少し外部の実務家の方を大学に招きやすいような状況を施策として講じていただけないものかと考えております。

例えば、非常勤ですとか、客員の形で招く際に学内で予算の制約がある場合、今ですと、やはり大きな知財プロジェクト、あるいはプログラムを提示して、補助をお願いするような形になりますけれども、もう少し地道な知財の教育プログラムであっても、客員ですとか、非常勤を呼んでくるときに呼ぶ際に予算的に助けていただけるような状況をつくって

いただけないものかと思っております。

もう一点、申し述べたいのは、理系人材が法科大学院にどの程度入っているかということです。

理系人材に関しましては、全国的に見ますと、配られた資料にもありますように、1年目で8%ちょっと、2年目で7%ちょっとということで、下がり気味の傾向にあると。神戸大学でもほぼ同じでございます、1年目が10%程度、2年目が7%程度となっていて、3年目、これから入学する学生の理系人材の割合はもっと下がるというような傾向になっております。

これはどういうことか。知財に対する関心は高まっているのに、理系の人材の法科大学院への入学は減っているということはどう考えるかということです。これはやはり新司法試験の合格率が最終的にかなり低いものにとどまりそうということが影響していると思います。例えばドクターを終えた理系の学生が3年間、知的財産を法科大学院で学ぶ。その後、結局弁護士になれなかったということになりますと、これは非常にリスクな選択でして、この辺りをどう考えるか。受からなかった場合でも次の道が用意されているということが必要なわけで、その辺りを少し考えないと、理系の人材を呼び込むというのは難しい状況にあると思っております。

以上、申し上げました。

【阿部会長】 ありがとうございます。先生、いろんなことをおっしゃいましたけれども、最後の理系人材のところは我々も非常に心配をしております、いろんなデータが出てきていますので、まさに、これからどうやったら増やしていけるかというので、我々も問われているところではないかと思っておりますので、またよろしくお願いします。

どうぞ、平田専門委員をお願いします。

【平田専門委員】 この人材について、私は意見を申し上げていませんでしたが、今日、改めて事務局の概要をお聞きしまして、いろんな意見がよく網羅されていると思います。しかし、既に知財大綱はできて2年過ぎるわけですので、更に15年というタイムスパンで、今、緊急の知財に対する人的な要請が本当に応えられているのかということになります。やはり国家戦略として対応できていないのではないかと思います。

1つは専門人材の増強ともう一つは知財を生み出す主に研究者、大学レベルでの知財教育です。今、本当に新しい技術が次々に出てきまして、いろんな意味で新しい医療を含めて開発競争でしのぎを削っているという背景があるわけです。そういう中で、特に、この先進分野における知的財産の重みは非常に大きいわけです。特に、権利の占有実施権、排他性という意味で、実務的に対応できる専門職でなければいけないわけです。

そういうことから、確かに広い法律も必要でしょうけれども、ライセンスとか特許の係争では、欧米など特にアメリカの場合は、PhDから比較的容易にパテントアトニーの資格を取った実務面に長けた人が非常に多いわけです。ロイヤーと、パテントアトニーがずらっと来て、こちらはまさに多勢に無勢に欧米企業に対応しているのが大方の産業界

ではないかと思うんです。

特許係争は、非常に重要な案件ですから、我々の方としては一番技術もよくわかっている開発のキーマンを当てて対応せざるを得ないわけです。そうすると、いろんな業務に支障も出てくるわけで、やはり早急に専門人材を増やすということは本当に緊急の課題なんです。

そういう意味ではやはり、少し実務経験のある方、それから技術のわかる方、例えばさっき言ったポスドクです。オーバードクターの状況もございませけれども、やはりそういう技術の蓄積、経験のある人が資格を取れるような制度を是非築いていただきたいと思うんです。

一方、企業内での体系的な教育というのは非常に重要でございます。なかなか研修ベースでこういう人材はなかなか養成できません。そうかと言って、カリキュラムを社内だけでつくって人材を増やす体系的な教育というのはできないわけですので、是非そういう体系的な知財専門職の教育機関というのは必要かと思えます。

それから、この知財を創出する方でございますけれども、確かに医学関係も、黒川先生がおられますけれども、今、いわゆる橋渡し研究というのが非常に重要になっているんです。研究から臨床への橋渡ししないことには社会に還元できないわけですが、そこでは必ずといいますか、大部分は産業界が参加しないと進まないんです。そういうときに、往々にして、そのテーマにおける知的財産権が非常に脆弱です。こういうことでは長期投資できないわけです。

ですから、やはり科学技術の研究に携わる、比較的早期からこういう知財マインドというものを広く、基本的なところを教え込む、そういうことがまず大事なのではないかとつくづく感じます。

【阿部会長】 ありがとうございます。幾つか重要な御指摘をいただいたわけですが、やはり社会からというか、ニーズに対応できる人材でないといけないわけですので、その辺と資格の問題をどううまくマッチングさせていくかということもお話の中にあっただのではないかと思います。

【平田専門委員】 ちょっと付け加えますと、この中に任期つき審査官の活用があります。この前の韓国のデータ捏造みたいなのは行き過ぎでしょうけれども、あそこは恐らく国家戦略として再生医療等を意識し、そういう専門の審査官を増やしたように思います。こういう機動性というのは必要なわけで、是非ポスドクを有効に活用しながら、産業別といたしますか、分野別に高度の知財に対応できる審査体制を是非、早期に充実していただきたいと思えます。

【阿部会長】 では、荒井専門委員、秋元専門委員、竹岡専門委員の順番でお願いします。

【荒井専門委員】 今、ポスドクの話が出ましたので、その関係で、ポスドクの方がいろんな研究能力をお持ちになっているということですが、そういう科学技術の知識を有する人が、例えばアメリカのロースクールに行くと、科学技術も強くて、そして英語も強い、

国際的に闘える弁護士が要請されるというようなことも考える時期が来たのではないかと思います。

これは、これからの科学技術基本計画でも、科学技術人材を担う人材の育成が重点項目として載っているわけですが、科学技術人材が研究を立派にやるというのは勿論基本ですが、同時にイノベーションを進めて科学技術を全体として進めていくということも科学技術人材という、広くつかまえていただいて、ポスドクの人とかそういう方の能力を十分に発揮していただくということを総合科学技術会議全体としてもお考えいただくのが必要ではないかと思います。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。では、秋元専門委員、お願いします。

【秋元専門委員】 皆さんの御意見、非常に貴重な御意見がありますし、それに関連するかもしれませんが、何人かの御意見がありました通り、とにかく知的財産を担う人材が質・量とも少ないというのはよくわかるのですが、これは半分、産官学を含めて受け入れ側の責任でもあるかもしれません。やはりそういう優秀な人材というのは国際的にも流動いたしますし、海外にもどんどん出ていってしまうこともあり得る。

日本でそれを受け入れる受け皿、要するに人材というのは自分のやりたい仕事と、報酬というか、ポジションというか、そのバランスで考えますから、やはり人材を非常にたくさん育成するということはもちろん大事なのですが、その受け皿というものを魅力あるものにしないと、先ほど井上さんが言われましたけれども、応募する人も少なくなる、ドクターを持った人が応募するのもしなくなる、そういう現象がどうしても起こってしまう。

したがって、それを受け入れる受け皿を日本に是非きちっとつくっていただきたい、このことをこの人材育成の総合戦略の延長線、あるいはその脇の所でもよろしいんですけども、はっきりと記載しておいて頂きたい。そうすれば、おのずから人材というものは集まってくると思います。それと同時に、やはり日本の中に、例えばマックス・プランクであるとか、アメリカのGWA、あるいはワシントン大学であるとか、こういう海外の人が魅力を感じ、海外の人もどんどん入ってくるような、そういう日本のピークというか、サミットというか、そういうものも形成する必要があるのではないかと考えます。そこには人も、日本の人もどんどん集まるし、海外からも集まってきて、日本が一つのピークになれるのではないかと、そういうものができれば、自ずからそ野の人材も非常に広がってくると思います。

もう一つ、先ほどの地域の振興について一言言わせていただきますと、九工大の先生が言われましたけれども、やはり地域でやるというのは非常に限定されていて、ある意味では難しいというか、力が足りないと思います。一方、私どもユーザーの方から考えますと、例えば九工大がやっておられる仕事、それから岩手大学がやっておられる仕事、こういうことをそれぞれアクセスしないと何をやっておられるのかなかなかわからない。

地域の振興というのは、地域の中で技術を発展させるということも大事なことのひとつ

ですが、同時に外部への出口ということも、これは大事だと思います。そういう意味では、総合科学技術会議でやるのか、どこでやるのかわかりませんが、是非、どこか1か所にアクセスすればそのような情報が非常によく入るといようなインフラというものを日本で構築する必要があるのではないかと、場合によっては、日本だけのインフラではなくて、海外の国公立機関等も含めたようなグローバルなインフラというものを日本が、是非、率先して構築する必要があるのではないかと考えております。

【阿部会長】 ありがとうございます。ごもっともなんです、途中で、2番目におっしゃったサミットであるような、外国から見ても非常に魅力のある大学をつくらうというのは第3期の基本政策の一つの我々の主張でもありますので、またいろいろよろしく願います。

では、竹岡専門委員、お願いします。

【竹岡専門委員】 まず、井上先生のお話は、やはりかなりショックでした。実は、去年度も申し上げたんですが、理科系の人材がとにかく司法試験にいかにか合格するかということで、ここでのテーマではないと言われたんですが、やはりもう一度申し上げたい。司法試験の必修科目の削減が必要だと思っております。つまり知財法などの選択科目の比重を高めていただけないだろうか。刑事法は合格後に履修してもよいのではないかとすることは非常に思っておりますので、できるだけ理科系の方が弁護士になっていただきたいと思っております。

こう申し上げますのは、私自身、知的財産権を専門とする弁護士で、やはり合格者の中に理科系の素養を持っている方が圧倒的に少ない。しかも、知財を扱う弁護士の場合には、当然、ライセンス周りだと国際的な問題を取り扱いますので、英語の能力も必要だということになると、本当に人材が少ないというのが物すごく日々感じているところでございますので、一方ではポストクが余っているとか、そういう話を聞きますと、どうしてこういうことになっているんだろうというのがものすごく制度としておかしいのではないかとことを非常に感じます。これは、やはりアメリカとかの国際競争力ということでも勿論勝てるはずも、なかなか厳しいものがあるんだと思います。それが1点目です。

2点目は、実は地域との関わりで言いますと、これは司法改革が進められた中で、ソフトウェア著作権と特許権についての第1審の裁判所が、東京地方裁判所と大阪地方裁判所だけになってしまいました。それで、第2審は知財高裁だけになっています。それで何が起きているかということ、こういうソフトウェア著作権とか、特許権とかを扱う弁護士は東京と大阪にしかないという現状です。

弁護士知財ネット、私も一応、一員に入っているんですが、地域的な組織をつくっていますが、そういう特許とか、ソフトウェア著作権の実務経験のある弁護士は東京と大阪に集中してしまっている。これは、知財インフラというところではとてゆゆしき問題だと思っておりますが、そうなってしまっています。

そこで、これをどうしたらいいかということなんです。実は、弁護士会は公設事務所制

度というのを設けまして、0～1マップというようなものがあるんですが、弁護士が地域に1人しかいないというところに日弁連でつくって、公的な弁護士を派遣するという制度をやっているんですが、どうも見てみると、発想がちょっと違う。例えば自己破産をやるとか、離婚事件をやるとか、何か福祉的な発想なんです。

私自身、なぜこういうことを言うかという、岩手のお話があったので、7～8年ぐらい前になると思うんですが、岩手の花巻の佐藤さんのところに呼ばれて、ソフトウェア著作権の話をしてくれと言われて、行って、大変多くの地域のソフトウェアの関係の企業が集まってきて、終わった後に佐藤さんからお話を聞いて、つまり、花巻の中小企業が育ってくると、当然、東京とかの大企業とかの取引が発生してくると、そういう契約関係の問題が発生してくるんだけど、実は知財や契約を扱う弁護士がいない。それで司法書士の先生に相談をしているんだけど、司法書士の先生では当然わからない。まして、これから国際化していくとなれば、英語のライセンス契約とかができるような、そういう弁護士がいない地域になる。

この話を聞いていて、それで自己破産とかにいかに対応するかということと、実は地域には、そういう本当に頑張っている企業とか、素晴らしい地域的なリソースを持った大学とかがあるわけです。その乖離がどうしても自分の中で埋められない。そうしますと、基本的には、例えば東京とか大阪の弁護士事務所の中で知的財産権をやっているような、そこにはどうしても知的財産権の案件が集積します。国際的な案件も集積します。そういうところから、公的なところに協力するとか、何かそういう制度でもつukらない限りは多分、この知財インフラの基本的なところを地域の努力だけで埋めるというのはなかなか厳しいものがあるかなというのが2点目です。

1点だけ。3点目。また、ここと話が全然違いますし、こんなことを言っているのか。実は、自分自身母親で、一番下の子どもがまだ小学校低学年なんですけど、今、理科という科目がないんです。生活科ということになっていまして、理科と社会が統合されていて、理科がないんです。子どもの低学年のときというのは、私が思うに、一番、知的好奇心がすごくたくさんあって。

【阿部会長】 済みません、残り時間がないので、なるべく早くお願いします。

【竹岡専門委員】 ごめんなさい。それと、そういう初等中等教育の教員の中に理科系出身の人が1割もいない。これは地域の教育委員会の問題だと思いますが、短大出身の方がなっていたりして、それでポストクが余っているとかという話を聞くと、本当におかしな国だと思うんです。こういう理科系の方が、もっと初等中等教育とかで入っていくとか、そういうことをしていかないと、やはり高等教育が底上げにならないだろうと思っていますので、こことはまた違うのかもしれませんが、申し訳ございません、ついでに人材ということでは言わせていただきました。

【阿部会長】 もう時間がなくなりましたので、澤井さんを最後にしますが、ちょっと待ってください。

ここと関係ないことはないんです。ポストクの問題は非常に大きくて、これは簡単に言えば、ポストク1万人計画をどんどん、これは第1期の科学技術基本計画で進めて、わかりやすく言えば、出口とか関連の社会システムをバランスよく整備しないで、そこだけ突っ走ったことでこういうふうになっていることだけであって、やはり改革をすると必ず、先ほどの東京の知財高等裁判所も、荒井さんがいますけれども、これは我々知的財産戦略本部がやったことですから、そこで問題が出てきたら、またそれを修正しなければいけない。改革をやれば必ずそういう問題が起きてくるので、それをいつ、できるだけ早く手を打つかどうかということだろうと思います。

それから、理系の新司法試験の問題も、新司法試験のシステムは我々の課題ではありませんけれども、問題を提起するのは我々の課題であるべきですから、そこは遠慮なくやるべきだと。あとは、荒井さんがどう思っているかわかりませんが、多分、イエスと言ってくださるのではないかと思いますので、いろんな問題がありますけれども、おっしゃったことはまた重ねておっしゃってください。

では、澤井さん、お願いします。

【澤井専門委員】 私は、企業でずっと知財をやっていた観点で、知財人材というのはかなり同床異夢みたいなところがあって、大分、人によってイメージの仕方が違うのではないかなと思うんですけども、我々が仕事をやっていて一番大事なものは、基本的に人とコミュニケーションができて、その人との話から、あるイマジネーションをイメージできて、それをロジカルにきちんと説明できるというのが、多分、一番、どんな仕事でも大事ななと感じています。

さっき、井上先生が教育プログラムだとか、平田専門委員の方からも体系的教育がなかなかないという話であるんですけども、知財を割とコアにやる人間の基本的なところは、排他的な権利をつくり出しますというところが一番象徴的で、それが純粹のリーガルとやや違うところで、企業でもそういうのを使っているようなソリューションを出してほしいというのが我々企業サイドとしては欲しい人間です。

そうしたときに見たときに、さっきの飯田先生の資料であった法科大学院と知財専門職大学院と2つがオーバーラップしたような図面が描いてあるんですけども、こういう、今、幾つかある専門職大学院をどう使っていくかということも一つ大きな課題で、さっき、どういう形であるかはわかりませんが、例えば資格試験のところのある関係とか、知財専門職大学院は割と実務型の先生がたくさん入っていますから、そういうところである種の研修コースみたいなものを作るとか、そういうのを通じて、先ほど秋元専門委員もおっしゃったように、純粹のリーガルだけではなくて実務を重ねたような、ある種のマックス・ブランクみたいなところをつくり上げていくようなところまで持っていくと、今、走っている、いわゆる専門職大学院、その知財というのをどういうふうにつくっていったらいいかという、何かヒントがあるような気がしますので、そういう教育プログラムに対して何か公的な援助を出して、今、走っているような専門職大学院が、手探りでやって

いるのをもう少し体系的に見せるような援助をしてもらえると面白い形になるのではないかと感じています。

以上です。

【阿部会長】 ありがとうございます。もっといろいろ御意見を伺いたいんですが、時間になりましたので、今日のところは進めさせていただきます。本日いただいた御意見を事務局で整理して、またとりまとめの準備をしてもらうことにいたしますが、多分、御意見があると思いますので、メモを後でいただきたいと思います。

後で申し上げたいと思いますが、その前に、前回、前々回と「知的財産を活用した産学官連携の推進」「優れた知的財産創出のための知的財産活動の推進」について御議論をしていただきました。これについても意見の整理をしております。

事務局から、資料7、8、9の辺りを簡単に説明してください。

【事務局】 まずは、お手元の資料7でございます。今、阿部会長の方からございましたように、前回、前々回の議論の整理でございます。

これを提出した理由は、次回以降により具体的なとりまとめに向けた議論をしていく必要があるということで提出させていただきましたので、内容についての説明は皆さん聞いておりますから御省略いたしますが、関連する各省の取組状況なども整理して付けてございますので、またこれを参考にいただいて、皆様、専門委員の方々から御提案をいただきたいと思います。

資料7については、以上でございます。

また、資料8。これは冒頭に申しましたように、ポータルサイトに関する平田専門委員からの御意見でございます。

データベースの更新されていないものであるとか、高性能な検索ツールが必要だとか、あるいは翻訳については英文のデータベースの翻訳版は必要がないとか、そういったようなことが書かれてございます。

また、資料9は三原専門委員からの同じくポータルサイト関係についての御意見でございます。

事務局からは以上でございます。

【阿部会長】 ありがとうございます。黒川先生、覚えておられると思いますが、前回の先生の御質問に対してこれだけレスポンスをいただいたわけですが、何かありますか。

【黒川議員】 ポータルサイトは、実はJSTに予算が付いて、全部のポータルサイトのコンテンツなどをデザインしています。デザインなどの情報も苦労して集めてやっているのです、その辺のところのネットワークをどんどん築ければいいと思っています。

【阿部会長】 平田専門委員、三原専門委員、何か補足されることはございますか。よろしいですか。

【平田専門委員】 まさに、今、言われたことで動かしております。期待しております。

【阿部会長】 これは、せっかくいただいたので、何かこれからの戦略の中に取り入れる



ものがあつたら、今やっていることはそれで結構だと思いますけれども、そういうことでお願いをしたいと思います。

原山議員、さっき手を挙げていたようですが、では、どうぞ。

【原山議員】 知財の人材なんですけれども、知の創造に関わる方の話ですが、やはりどういう人材が必要かということ、理工系または医学の学生、ドクターですけれども、リーガルマインドを持った人材が欲しいんです。

というのも、司法試験に受かることを目的とする人も一部ありますけれども、大半は自分たちの技術を深めるときに、こういうことを考えながらやる人材が欲しい。だから、そういう意味で、今の専門職大学院という枠組みを使いながらも、あるいは何か新しい方法で、司法試験以外の出口を提供することが必要ではないかというのが1つです。

それから、1つ、ポストドクの問題があります。非常に大きな社会問題なんですけれども、これと完全にリンクさせて、そのソリューションだけをここで提案してしまうと、本来のあるべき姿というのを見失うような気がしてしまいます。

やはりどういう人材が必要かということから入った上でもって、まず本筋をつくって、それプラス にポストドク問題の解決をどこかでできるのではないかというふうな議論にしたいと思います。

【阿部会長】 どうぞ。

【柘植議員】 私、情報通信担当の議員ですが、先ほどの竹岡専門委員がおっしゃった、特許権を扱う弁護士は大阪府、東京都だけにしかない話。あるいは先ほど秋元専門委員からは、ワンストップ化のニーズ。まさに、今、国を挙げてユビキタス、いつでも、だれとでもという、そういうことで情報通信を生かしていこうという中で、余りにも、実態がおかしいのではないか。

その中で、知財の面で、今日、御指摘のようなものがユビキタス社会の中で、情報通信の我々がどの程度お手伝いできるのか。これは一度、荒井さんが多分、全部御存じで、できるものとできないものを、また一度教えていただいて、情報通信の行政の方にも反映できるものはしたいと思っています。

【阿部会長】 今、荒井さんの名前が出ましたけれども、知財戦略本部に関わる要望・意見もたくさんあったと思うんですが、これは外だと誤解されているけれども、そうではないとおっしゃられるかどうかは知らないですが、何かございますか。

【荒井専門委員】 いろんな意見をよく聞いて、できるだけいい知財立国になるようにやっていきたいと思いますので、お願いします。

【阿部会長】 そういうことだそうでございます。

それでは、いろいろ御意見をいただきました。議員からもちょうだいしましたが、それを更にとりまとめて、リバイズドバージョンを御検討いただくことにしたいと思います。さらなる御意見を、3月16日までメモを事務局にちょうだいしたいというのは何でもいいんですね。

【事務局】 はい。

【阿部会長】 その前に、今後の予定をお話ししてください。

【事務局】 今日お配りしました資料3の意見の整理、資料7の意見の整理、それに加えて、今日いただきましたさまざまな意見、そういうのをすべてまとめ、また、今、阿部会長から言われましたように、3月16日までに御意見をいただいて、それらを含めて4月の次回会合には、とりまとめに向けた具体策というのをできる限りつくっていきたいと思っておりますので、専門委員の方々から意見だけでなく、そのために具体的にこういうようなことをしたらいいのではないかと、そういうような提案を、今、ございましたような3月16日までに事務局に文書またはメールでお願いいたしたいと思えます。

【阿部会長】 ありがとうございます。そういうことで、事務局にまた頑張ってもらわなければいけないと思えます。また、一部の先生には個別に御相談をさせていただくかもしれませんので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の会議資料につきましては公開の取扱いにしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

【阿部会長】 それでは、公開にさせていただきます。

本日は、北九州工業大学の下村先生、松永先生、岩手大学の小野寺先生に大変貴重なプレゼンテーションをしていただきますとともに、ディスカッションにも参加していただきましてありがとうございました。藤田さんにもお礼を言わなければいけないですけども、仲間ですので、この程度にさせていただきますと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の専門調査会を終了いたしますが、次回は4月11日火曜日16時～18時でございます。

本日はお忙しいところ、御参集いただきまして誠にありがとうございました。これで終わらせていただきます。